準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十三億八千七百万円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年四月二十二日

大阪市西区新町一丁目一四番二一―三一〇五号　有限会社和田ホールディングス

代表取締役　和田　繁子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月二十二日

大阪市淀川区西中島四丁目三番四号

当栄ケミカル株式会社

代表取締役社長　内本　雅三

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社カンエツホールディングスを完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年五月二十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年四月二十二日

東京都豊島区目白五丁目五番二号

株式会社関越物産

代表取締役　白井　宏一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である西田佳代が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月二十二日

東京都板橋区宮本町二一番一一号

TADASHI IZUMI CONSULTANCY INC.

日本における代表者　西田　佳代

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるブルス・ダリントンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月二十二日

東京都港区赤坂四丁目八番二〇号ＡＯＳビルディング九階

コンソリス・レール・インターナショナル・エス・アー・エス

日本における代表者

ブルス・ダリントン

限定承認公告

本籍北海道根室市緑町三丁目四七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉田　広

右被相続人は平成二十八年三月二十四日死亡し、その相続人は平成二十八年四月十一日釧路家庭裁判所根室支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

北海道釧路市昭和中央三丁目三四番九号

相続財産管理人　吉田　容広

限定承認公告

本籍東京都江東区越中島一丁目三番、最後の住所東京都江東区塩浜一丁目四番三三―四五五号

被相続人　亡　小寺　治子

右被相続人は平成二十八年一月五日死亡し、その相続人は平成二十八年四月十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

東京都江東区塩浜一丁目四番三三―四五五号

相続財産管理人　小寺　正一

限定承認公告

本籍岡山県倉敷市児島小川七丁目一三〇六番地、最後の住所岡山県岡山市北区島田本町一丁目四番五三―五号

被相続人　亡　柘野　善重

右被相続人は平成二十七年六月十五日死亡し、その相続人は平成二十八年四月十一日岡山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

福岡県福岡市西区下山門二―一〇―一八―四〇三

相続財産管理人　柘野功吉郎

任意清算公告

当社は、平成十年五月二十九日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月二十二日

大阪市淀川区三津屋北一丁目一四番一九号

合資会社門田軽金属鋳造所

清算人　弁護士　北嶋　紀子

訂正公告

長潟南土地区画整理組合に係る平成二十八年四月十四日（号外第八十七号）掲載の解散公告（第二回）及び平成二十八年四月十八日（号外第九十号）掲載の解散公告（第三回）中、「本公告第一回掲載（平成二十八年四月十九日）」とあるは、「本公告第一回掲載（平成二十八年四月十二日）」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年四月二十二日

扱店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二二九	下	品名欄中二三～二六終りから二〇～一三	〃	行頭を一字上げる。
二三〇	〃	品名欄中四～三一四～一六	〃	行頭を一字下げる。
二三一	上	〃	〃	〃
二三八	下	〃	〃	〃

（印刷誤り）

二二九頁下段品名欄中二三～二六行頭を一字上げる。

公布平成二十八年法律第十六号（関税定率法等の一部を改正する法律）

（印刷誤り）

二三〇頁下段品名欄中四～三一四～一六行頭を一字下げる。

平成二十八年三月三十一日（号外特第十三号）

公布政令第百七十五号（児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令）

（印刷誤り）

四一二	下	一九三万四千四百八［一万四千四百十円］	一九三万四千四百八［一万四千四百八十円］
〃	〃	二六一万四千四百八［一万四千四百十円］	二六一万四千四百八［一万四千四百八十円］

平成二十八年三月八日（号外第五十二号）公布内閣府令第二号（食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部を改正する命令）

（原稿誤り）

三一	下	様式第二号（別紙）中	知った日から	知った日の翌日から

誤り。

平成二十八年三月三十一日（号外特第十三号）

内閣府告示第百十七号（沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件の一部を改正する件）

（印刷誤り）

五六五　下　終りから一二以下同じ。　以下同じ。」

平成二十八年三月三十日（号外第七十二号）環境省告示第三十七号（水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件）

（原稿誤り）

八七ページ下段及び八八ページ上段のエの表の生物2欄中「3.0mg／L以下」は「3.0mg／L以上」の誤り、生物3欄中「2.0mg／L以下」は「2.0mg／L以上」の誤り。

平成二十八年四月二十日掲載の岡山簡易裁判所に係る平成二十八年（ヘ）第四号公示催告中

（印刷誤り）

一一四　七甲立入　株式会社水島ホーデセンター　株式会社水島ホーデセンター

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月二十日付特第二一号四　政府調達第七七号三二ページ

ページ●同月二十二日付第九四号六四ページ●同日付　ジ●三月十六日付参会第一三号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月〔六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部〔一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）